

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月まで
②昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで
③昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月まで
④昭和 56 年 1 月から 同年 3 月まで
⑤昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金の加入手続は国民健康保険の加入手続と同時に市役所の窓口で行い、国民年金保険料は私の夫の分とともに市の集金人に固定資産税等と一緒に納付していたので、申立期間の私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、3 か月と短期間であるとともに、当該期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間及び前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認でき、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間⑤については、申立人から提出された「昭和 60 年分及び 61 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料控除額欄に、申告による控除分として、各々当時の 1 年分の国民年金保険料と一致する金額が記載されている上、申立人と一緒に納付したとするその夫は「昭和 59 年分の所得税の確定申告書（控）」等により、当該期間は、納付していたものと認められていることなどを踏まえると、申立人は、申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①、②及び③については、未納期間が複数でかつ長期間であることから、事務処理上の誤りがあったものとは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年6月16日）及び資格取得日（昭和49年12月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月から同年9月までは9万2,000円、同年10月及び同年11月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月16日から同年12月2日まで

私はA社において、昭和48年9月から、同社が倒産した50年1月ごろまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、その途中に当たる申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で営業担当の正社員として途切れることなく働いていたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和48年9月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年6月16日に資格を喪失後、同年12月2日に資格を再度取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立人が挙げた、申立人と一緒に営業先へ同道するなどして働いていたとする営業職の元同僚のほか、別の元同僚3人の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、勤務形態に変更はなかったことが認められる。

また、前出の被保険者原票では、営業職の元同僚3人の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は、申立期間において継続していることが確認できる。

さらに、当該事業所が適用事業所となっていた期間中の全被保険者は申立人を含めて13人であることが確認できるが、その被保険者資格記録を見ると、申立人を除き、その記録が欠落している被保険者は皆無である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び同一職種の元同僚の記録から、昭和49年6月から同年9月までは9万2,000円、同年10月及び同年11月は10万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和36年5月12日、及び資格喪失日を同年10月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月12日から同年10月24日まで

私は申立期間中、A社で船員として勤務していたにもかかわらず、当該期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私が保管している船員手帳には、私が申立期間中、A社から雇い入れられていることが確認でき、また、申立期間当時は、私が当該期間前と同様に、同社のB支社で船員として勤務していたところ、同社本社からの社命により、私が数週間後に申立て船舶に乗船した経緯のあった時期に当たる。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等により、申立人は申立期間の前後の、昭和35年10月25日から36年4月28日までの期間及び36年11月4日から37年4月14日までの期間に、A社B支社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立期間について船員保険の加入記録が確認できない。

しかしながら、申立人が保管する船員手帳では、申立人が申立期間中、その前後の期間と同様に、A社から船員として雇い入れられていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について申立てに係る船舶に乗船することとなった経緯に関して、A社の本社からB支社に対する船員の派遣要請があったため

と供述しているところ、前出の船員手帳には、申立人が、申立期間の前で、かつ、同社B支社に係る船員保険の資格喪失日と一致することとなる昭和36年4月27日付けで雇い止めされていること、その雇止事由欄には「社命転船」とあることなどから、この後に引き続く申立期間に係る申立人の36年5月12日付けの雇入れは、申立事業所の指示に基づく転船(異動)であったと認められる。

さらに、オンライン記録等では、申立人の申立期間の前後の期間における船員保険の加入記録は、前出の船員手帳に記載されているA社の支社・出張所の雇入期間と概ね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和36年5月12日に、申立期間の前のA社B支社から同社本社に異動しており、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立期間前後の申立人の記録及び同僚の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社(平成5年9月6日にC社へ名称変更)が平成14年3月1日付けで船員保険の不適用事業所となっている上、同社の事業を引き継いでいるとしたD社でも、申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年5月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 640 (事案 345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年5月までの期間及び46年12月から49年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年5月まで
② 昭和46年12月から49年4月まで

私のことを心配してくれていた私の母が、「あなたの国民年金の手続をしておく。」と話していたので、母が国民年金保険料を納付してくれていたものと思っている。その母は20年くらい前に死亡し、当時の納付状況を確認することができないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月18日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の①及び②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事実が無くても再申立てができるとして、当委員会に再審議を求めたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から同年6月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から同年6月まで

私は、昭和55年2月に国民年金の加入手続と同時に付加年金の加入手続を行った。それ以降平成9年2月までの間、国民年金保険料の定額保険料と一緒に付加保険料も納付しているにもかかわらず、昭和55年2月から同年6月までの5か月間について、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、国民年金の付加保険料については、町（当時）の国民年金被保険者名簿の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に、「農比55.7.1」と記載されていることが確認できることから、申立人は同年7月から国民年金の付加保険料を納付し始めたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の付加保険料は、国民年金の加入手続と同時に申出を行い、付加保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間の一部である昭和52年2月及び3月分の国民年金保険料（定額部分）を同年8月18日に過年度納付していることが確認できることから、その時点では、付加保険料をさかのぼって納付することができず、申立人は、当該期間の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 18 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 16 日まで

私は、申立期間①及び②において、それぞれA社、同社の関連会社のB社に船員として勤務していたところ、両申立期間に係る標準報酬月額が私の実際の給料に比べて著しく低くなっている。

しかし、私が両申立期間中にそれぞれ乗っていた船舶は、それまでのものとは総トン数や航海区域も大きく異なっており、また、給料の手取り額は16万円ほどあったことを覚えており、衣服等現物支給されるものを加えると、各申立期間当時の標準報酬月額はさらに高額だったはずである。

両申立期間について、受け取っていた給料に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与の手取り額と相違していると申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②における給与額及び船員保険料の控除額について確認できる関連資料を保管していない。

また、申立期間①に係るA社は昭和49年4月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社の社会保険事務を引き継いだとする申立期間②に係るB社では、A社については、平成11年に事業を閉鎖している上、申立期間①における元事業主は既に死亡しており、同社の貸金台帳等関係資料を保管していないことなどから、申立期間①における申立人の給与額及び船員保険料の控除額等は不明としている。

さらに、申立期間②に係るB社も昭和55年5月31日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているが、引き続き現存している同社では、申立期間②における元事業主も既に死亡しており、賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、申立期間②における申立人の給与額及び船員保険料の控除額等は不明としている。

加えて、申立人が挙げた申立期間①及び②における元同僚の供述では、申立人のことを覚えているとした上で、両申立事業所における元同僚自身の標準報酬月額については、おおむねオンライン記録どおりであったと供述している。

このほか、A社及びB社に係る船舶所有者別被保険者名簿では、申立期間①及び②に係る申立人の標準報酬月額が、遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された事跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 15 日から 34 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 1 月から 35 年 8 月までの間、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間においても、申立事業所の正社員として途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であった元同僚の供述などから、申立人が申立期間の一時期、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が姓のみを挙げた元同僚6人のうちの4人については、オンライン記録等から、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、このうち3人の加入記録を見ると、申立人と同様に、申立事業所における加入記録が昭和34年10月1日から35年8月1日までとなっている上、これら元同僚3人は共に、引き続き同年8月1日から、申立期間直後に申立人の加入記録のある事業所（B社）において、それらの加入記録が確認できる。

また、前出の元同僚及び元理事の親族、並びに別の元同僚等から、「私は、申立事業所には厚生年金保険の加入記録より半年くらい前に入社したが、それまでの期間の加入記録が無い。」、「申立事業所では申立期間当時、若い従業員はなかなか定着しなかったことから、全従業員を入社後、すぐに厚生年金保険に加入させることは考えられない。」などとの供述があったことを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、一部の従業員を入社後直ちには、厚生年金

保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和35年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、商業登記簿謄本では同社が同年8月6日付けで解散登記されている上、申立事業所の元理事の親族の供述では、申立期間当時の関係書類は保管していないとしていることから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録どおり、昭和34年10月1日から35年8月1日までの間確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。